

皆さんが法律問題に直面し、法律家にしたいと思っても、どこに相談すればいいのかわからず、また、弁護士費用を気にして二の足を踏んでしまうことも多いと思います。今回は、弁護士をより利用しやすく、という目的で設立された法テラスについてご説明します。

皆さんは法テラスをご存知でしょうか? 最近では、たまにテレビでCMを流しているようですが、法テラスとは、①法による紛争解決のための制度を利用しやすくし、②弁護士等の法的サービスをより身近に受けられるようにする目的で設立された組織で、法務省所管の組織です。

法テラスの事業としては、まず、コールセンターの設置が挙げられます。法律問題を感じた場合、法テラスのコールセンター(0570-078374)に電話をすると、法テラスの担当者が対応し、法律の制度を紹介したり、法律家の相談窓口を紹介したりします。

次に、法テラスの大きな事業として、弁護士費用の建て替え事業が挙げられます。

この制度を利用するには、一定の収入以下(例えば、4人家族では、月収手取りで29万9千円以下)であることが必要ですが、この制度を利用すると、まず法律相談が無料で受けられます。また、勝訴の見込みがないとは言えず、法律扶助の趣旨に適するときは、この立替え制度を利用して弁護士に法律事務を依頼することができ、この場合、法テラスが着手金等の弁護士費用を立替え、依頼者の方は月々5000円程度に分割してお支払いいただくこととなります。しかも、この場合の弁護士費用は、一般的な報酬基準よりも低額となっています。

今では、こうした様々な制度があり、こうした制度を利用することにより、月々の負担を少なくして弁護士を利用することができます。トラブルを抱えたら、まずはこうした制度があることを思い出し、お早めにご相談ください。



脇島 正 弁護士

**無料法律相談会(事前予約制) ☎ 0158-26-2277**  
 ◎2月21日(木)13時~16時 ※1月の相談会はありません。  
 会場 地域交流センター2階会議室

## 今月の新着図書



## newly-imported books

### ギネス世界記録 2013

宇宙、冒険、エンタテインメント、スポーツ...あらゆるジャンルのギネス世界記録を網羅。日本が誇るビックリな記録を多数紹介!

### アニマルプラネット図鑑シリーズ 世界の動物分布図

各大陸のそれぞれ異なる自然地理区にすむ動物たちを、見開きごとにまとめて紹介。きびしい環境で生きる動物たちの暮らしがわかります!

### 新着図書(一般書)

ソロモンの偽証1~3(宮部みゆき)・海賊とよばれた男上下(百田尚樹)・赤猫異聞(浅田次郎)・喧嘩名人(岡本さとる)・無花果とムーン(桜庭一樹)・赤い高粱(莫言)・「空腹」が人を健康にする(南雲吉則)・老いの歌(小高賢)・平清盛2~3(青木邦子)・ペトロ(今野敏)・聖灰の暗号上下(帯木蓬生)・盤上の夜(宮内悠介)・The Blood Scooper(森博嗣)・極北(マーセル・セロー)・老年の流儀(三浦朱門)

### 新着図書(児童書)

セロ弾きのゴーシュ(宮沢賢治)・チャレンジミッケ!9(ウォルター・ウィック)・おぼけのマーとちいさなびじゅつかん(けーたろう)・おひさまのおへんじシール(茂市久美子)・きょうのごはん(加藤休三)・さよならぼくたちのようちえん(大島妙子)・おひめさまようちえんとはくばのおうじさま(のぶみ)・おやゆびひめ(いもとようこ)・にんぎょひめ(いもとようこ)・とめはね!10(河合克敏)・ママはテンパリスト4(東村アキコ)

## 図書館情報



雄武町図書館 ☎ 84-2404  
 10時~19時(火~金曜日)  
 10時~18時(土・日曜日)  
 休館日 月曜日・祝日  
 (火、日は12時~13時まで施錠)

# 介護保険要介護認定高齢者に係る 障害者控除 おむつ代医療費控除について

介護保険制度で要介護認定を受けている高齢者の人などが、所得税や住民税の申告の際に、税控除を受けるための認定書、証明書を申請により発行します。

## ◎障害者控除対象認定書

障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない場合でも、雄武町で要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で、次の対象者に発行します。

### ◎対象者

- ▼障害者控除
  - ①65歳以上で要介護者
  - ②要介護認定資料に基づく障害高齢者日常生活自立度AもしくはBランクに該当または認知症高齢者等日常生活自立度IVランクに該当する人
- ▼特別障害者控除
  - ①65歳以上で要介護者

### ◎控除額

▼障害者控除	所得税	27万円
	住民税	26万円
▼特別障害者控除	所得税	40万円
	住民税	30万円

## ◎おむつ代医療費控除証明書

要介護認定を受けている人で、この医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、要介護認定状況、障害高齢者日常生活自立度、尿失禁の有無が記載された主治医意見書を認めて証明書を発行します。(おむつ代における医療費控除を初めて受ける人は、医師の発行する証明書が必要となります。)

### ◎控除額

おむつ代について、その年中に支払った医療費に含め、保険金などで補てん

される金額を除き、さらに10万円または所得金額の5%のいずれか少ない額を差し引いた残りが医療費控除を受けられます。



### ◎問い合わせ先

▼認定書、証明書の発行  
 に関して  
 ☎ 84-2023  
 保健福祉課保険給付係  
 ▼税の控除に関して  
 税財管理課課税係  
 ☎ 84-2121

